

# 山口市介護給付適正化指針

令和7年3月

山口市健康福祉部介護保険課

## 1. 国及び県の考え方

### (1) 「介護給付適正化計画」に関する指針（一部抜粋）

厚労省が定めた『「介護給付適正化計画」に関する指針』において、介護給付適正化計画の基本的考え方方が示されています。

#### 【介護給付適正化計画の基本的考え方】

##### ①基本的な考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとされています。

##### ②適正化事業の推進

今後、いわゆる団塊世代の全員が75歳以上となる2025年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域実情にあわせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、人員体制を確保するなどのうえ、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要です。

このため、給付適正化の取組を推進する観点から、第5期まで保険者の取り組むべき事業としてきた「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」（以下「給付適正化主要5事業」という。）について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、事業の重点化、内容の充実及び見える化を行うことが重要であり、その際、都道府県ごとに、不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要です。

具体的には、給付適正化主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるとともに、実施の効率化を図るため、  
「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプランの点検」に統合し、  
これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編します。また、再編後の主要3事業  
（以下「給付適正化主要3事業」という。）については、実施内容の充実化を図るとともに、全ての保険者において実施することを目指すなど、介護給付の適正化を一層推進する必要があります。

## 【保険者による適正化事業の推進】

### 第6期において取り組むべき事業

保険者は、以下の給付適正化主要3事業等を着実に実施することとし、それぞれの趣旨・実施方法等を踏まえ、必要に応じて見直しながら取り組むこととされています。

#### 【給付適正化主要3事業】

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン等の点検
  - i. ケアプランの点検 ii. 住宅改修の点検 iii. 福祉用具購入・貸与調査
- ③医療情報との突合・縦覧点検
  - i. 医療情報との突合 ii. 縦覧点検

#### 【積極的な実施が望まれる取組】

- ①給付実績の活用による確認等
- ②介護給付費通知

### (2) 山口県介護給付適正化計画

山口県は、介護保険事業支援計画とは別に、平成20年度から、山口県介護給付適正化計画を定めており、現行の計画期間は、第6期（令和6～8年度）です。

### (3) 法的根拠

介護給付の適正化については、介護保険法に下記のとおり位置づけられています。

#### ①「地域支援事業」の任意事業に位置付け

「介護給付等に要する費用の適正化のための事業」は、介護保険法第115条の45第3項第1号の「地域支援事業」の任意事業に位置付けられています

#### (地域支援事業)

##### 第115条の45

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

##### 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

#### ②市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画への位置づけ

介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされ、同法第118条第2項第2号及び第3号の規定により、都道府県介護保険事業支援計画において、介護給付等に

要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。

※ 市町村介護保険事業計画のうち、介護給付等に要する費用の適正化に関する部分（以下、「市町村介護保険事業計画」という。）及び都道府県介護保険事業支援計画のうち、介護給付等に要する費用の適正化に関する部分（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）をあわせて、「第6期介護給付適正化計画」といいます。

(市町村介護保険事業計画)

第117条

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等なることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

(都道府県介護保険事業支援計画)

第118条

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 都道府県内の市町村によりその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等なることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

## 2. 市の考え方

### (1) 第九次山口市介護保険事業計画への位置づけ

山口市では、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号に基づき、第九次山口市介護保険事業計画へ、下記のとおり介護給付の適性化を位置づけています。

#### 基本目標3 介護サービスを利用して安心して暮らす

3-1-1

##### 基本施策1 介護サービスの充実

##### 取組 3-1-1 適切な認定と給付

###### (1) ねらい（事業をする効果）

■必要な介護サービスが適切に提供できています。

###### (2) 取組の内容

●要介護者等の自立支援に資するケアマネジメントや、事業者による不正・不適切なサービスの提供を防ぐ観点から、介護給付の適正化に取り組みます。

###### (3) 取組の目標

指 標	実績	目 標 ※		
	(R4)	(R6)	(R7)	(R8)
専門職を交えたケアプラン・住宅改修・福祉用具貸与の訪問点検数	64 件	84 件	84 件	84 件

###### (4) 主な事業

	事業名	内 容	目 標
継続	介護給付費適正化事業	・認定調査状況チェック、医療情報との突合・縦覧点検、福祉専門職を交えたケアプラン点検等を行います。	県の指針に基づく適正化事業の実施率 100%

※目標値84件の内訳：ケアプラン点検が60件、住宅改修の訪問点検が20件、福祉用具の点検が4件

### (2) 山口市における主要3事業の取組方針

#### ①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検することで、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

項目	取組内容
ア 認定調査状況チェック	・すべての調査結果について、認定調査に精通した市職員による点検等を行います。調査を委託した場合は、受託した指定居宅介護支援事業者へ確認を行います。
イ 研修等	・各総合支所（山口・小郡・徳地・阿東）に配置している訪問調査員に対し、研修等を実施して調査の平準化を図ります。

## ②ケアプラン等の点検

### i ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、第三者が点検及び支援を行うことで、個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図ります。

項目	取組内容
ア ケアプランチェック	・市職員又は職能団体への委託により、ケアプランを点検し、利用者にとって真に必要であるサービスを提供するケアプラン（自立支援に資する適切なケアプラン）となっているかを、作成者である介護支援専門員とともに確認検証しながら、気づきを促すことで、ケアプランの質の向上及び介護支援専門員の資質向上を図ります。
イ 研修等	・山口市介護サービス提供事業者連絡協議会の定例会を活用し、必要な情報提供を行います。 ・職能団体への委託により、ケアプラン点検者の養成講座を実施します。
ウ ケアマネジメント基本方針の周知	・介護支援専門員が自立支援に資する適切なケアプランを作成するための基本方針として、山口市ケアマネジメント基本方針（令和3年度作成）の周知を図ります。
エ 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検	・「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のためのさらなる指導の徹底」（令和3年3月18日厚労省ほか連名通知）に基づき、保険者が指定したケアプランを点検等で確認検証します。

このほか、厚労省通知に基づき、次のとおりケアプランの点検・検証を行います。

#### ※頻回な生活援助中心型（訪問介護）にかかるケアプランの届出

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が、基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要とされており、本市においても令和3年4月から届出頻度と検証体制の見直しを行っています。

#### ※居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証

区分支給限度基準額の利用割合が居宅介護支援事業所ごとについて7割以上かつ、そのサービスの6割以上が訪問介護サービスである場合に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第18条第18項の3に基づき、保険者が指定したケアプランを提出してもらい、他職種で議論する地域ケア会議等で検証します。

### ii 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検等を行って、施行状況を点検することにより、利用者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修の排除を図ります。

ア 住宅改修の点検	・利用者の状態像等に対応した適切な住宅改修の実施を促し、利用者の自立支援やQOLの向上につなげるため、リハビリ専門職による訪問点検等を実施します。
イ 住宅改修の基本方針の周知	・マニュアルを作成し、市ウェブサイトに掲載することで、市の基本的な考え方を広く周知し、住宅改修の適切な利用につなげます。

### iii 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

ア 福祉用具購入・貸与調査	・利用者の状態像等に対応した適切な福祉用具の選定を促し、利用者の自立支援やQOLの向上につなげるため、リハビリ専門職による訪問点検等を実施します。
イ 福祉用具購入・貸与の基本方針の周知	・マニュアルを作成し、市ウェブサイトに掲載することで、市の基本的な考え方を広く周知し、福祉用具の適切な利用につなげます。

### （3）医療情報の突合・縦覧点検

#### ①医療情報との突合

山口県国民保険団体連合会から伝送されるデータをもとに、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

#### ②縦覧点検

山口県国民健康保険団体連合会から伝送されるデータをもとに、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。